

(公印省略)  
伊監第141号  
令和4年2月1日  
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

教育委員会事務局 こども未来部	幼児教育保育室	幼児教育推進課、教育保育課、 こども発達支援センター
市議会事務局	—	総務課、議事課
交通局	—	総務課、企画営業課、 運輸サービス課

3 措置を講じた部局

教育委員会事務局 こども未来部	幼児教育保育室	幼児教育推進課、教育保育課、 こども発達支援センター
市議会事務局	—	総務課
交通局	—	総務課

4 監査の期間

令和3年(2021年)10月22日～令和3年(2021年)12月24日

5 監査結果提出日

令和4年(2022年)1月20日

## 6 措置の内容

別紙令和4年(2022年)1月27日付け伊教委こ幼第989号、令和4年(2022年)1月24日付け伊市議総第740号、令和4年(2022年)1月25日付け伊交総第625号の回答文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊教委こ幼幼第 989 号  
令和 4 年 1 月 27 日  
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課、教育保育課  
こども発達支援センター

2 措置を講じた部局

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課、教育保育課  
こども発達支援センター

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)10 月 22 日～令和 3 年(2021 年)12 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について</p> <p>幼児教育推進課では、公立保育所・こども園の日本スポーツ振興センター災害共済に係る給付金事務において、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金を振り込むための通帳を保管・管理しています。給付金については、保育所等を通じて保護者に現金で手渡しされていますが、医療費等を給付する際に決裁手続を経ず出金し、給付金が保護者の手に渡り領収されたことが記録されていないなど、出納事務が適切ではありません。現在のところ、問題等が生じてはいませんが、適切な事務となるよう事務の全般的な見直しを行ってください。</p>	<p>適切な事務となるよう、施設長会とも協議を行い、今後の手続き等について共有し、事務の全般的な見直しを行いました。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 債権管理について</b></p> <p>教育保育課における債権管理について確認したところ、以下のとおり改善すべき点がありました。</p> <p>① 保育所等保育料（利用者負担相当額）及び私立保育所利用負担金の徴収について</p> <p>強制徴収公債権である保育所等保育料（利用者負担相当額）及び私立保育所利用負担金については、滞納繰越分の徴収率の低下が見受けられます。</p> <p>督促状や催告書の送付、電話での催告等を実施し、滞納繰越分の徴収に取り組んでいます。滞納処分による徴収を強化する等、徴収率の向上のための対策を行ってください。</p> <p>② 保育所給食費弁償金の徴収について</p> <p>私債権である保育所給食費実費弁償金の徴収についても同様の状況が見受けられ、督促状や催告書の送付、電話での催告等を実施し、徴収に取り組んでいます。小・中学校給食費の事例を参考に、支払督促を活用する等、徴収率の向上のための対策を行ってください。</p> <p>③ 不納欠損処分について</p> <p>令和 2 年度の不納欠損処分を確認したところ、時効により消滅し、当該年度より前に不納欠損処分を行うことができたと判断できる債権が含まれていました。</p> <p>この他にも、債権管理については、滞納者への交渉が数年間途絶えている事例が見受けら</p>	<p>児童手当からの徴収の活用促進、きょうだいの保育所入所申請時に滞納保育料の納付交渉等により、徴収率の向上に努めます。</p> <p>児童手当からの徴収や支払督促の活用促進等により、徴収率の向上に努めます。</p> <p>時効による消滅状況を確認し、適切な時期に不納欠損処分を行うよう努めます。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>れ、毎年度策定している徴収計画の形骸化が懸念されます。</p> <p>今一度、債権管理の実態を総点検し、児童手当からの強制徴収の積極的な活用のほか、滞納処分や支払督促等の適正な管理のために必要な措置を講じてください。</p>	

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 こども発達支援センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 徴収停止の決裁について</b></p> <p>こども発達支援センター使用料に係る徴収停止の決定の決裁が部長の専決による決裁として処理されていました。伊丹市事務分掌規則別表第1では徴収停止の決定は副市長の専決事項と定められています。</p> <p>正しい決裁権者まで決裁を受けるように事務を改めてください。</p> <p><b>2 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 給与の支給事務について</b></p> <p>こども発達支援センターの令和3年4月から9月までの出勤簿、超過勤務命令伺書及び週休日等の振替簿を確認したところ、以下のとおり精算を要するものが6件ありました。</p> <p>なお、一般職員については、庶務事務システム導入前の令和3年4月から7月までの事務における誤りです。</p> <p>① 短時間勤務会計年度任用職員の超過勤務手当【100/100】に係る超過勤務命令伺書の作成漏れ 1件</p> <p>② 一般職員の週休日等の勤務の振替に係る超過勤務命令伺書の作成漏れ 1件</p> <p>③ 一般職員の時間外・休暇休業・特殊勤務登録変更依頼書の超過勤務時間数の修正誤り 1件</p> <p>④ 一般職員の週休日の勤務時間のうち、振替によって休日を取得できなかった部分に対する超過勤務手当【135/100】が支給されていないもの 2件</p> <p>⑤ 一般職員の超過勤務命令伺書の超過勤務時</p>	<p>現在の決裁を廃案し、あらためて正しい決裁権者である副市長の決裁を受けました。決裁については事務分掌規則の確認など適切な事務処理に努めます。</p> <p>給与支給に関するご指摘の件については、職員課へ精算処理依頼を提出しました。適正な給与支給事務に努めます。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 こども発達支援センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>間数の記入誤り 1 件</p> <p>精算処理を行うとともに、今後は適正な事務処理を行ってください。</p>	



( 公 印 省 略 )  
伊市議総第 7 4 0 号  
令和 4 年 1 月 2 4 日  
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市議会議長 加藤 光博

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

市議会事務局 総務課、議事課

2 措置を講じた部局

市議会事務局 総務課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)10 月 22 日～令和 3 年(2021 年)12 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市議会事務局 総務課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 伊丹市議員待遇者会における会計事務の根拠について</b></p> <p>伊丹市議員待遇者会の事務局は、市議会事務局総務課が担っており、伊丹市議員待遇者会会則において、事務所を伊丹市議会事務局内に置き、また、役員である幹事が会務を行う旨が定められています。しかし、市職員や担当課が事務処理を担う旨が定められていません。団体は任意の団体であり、市職員や担当課が任意団体の事務を処理するに当たっては、その根拠を明確にしておく必要があります。実態に応じて、会則の規定整備等を行ってください。</p> <p><b>(2) 伊丹市議員互助会及び全国民間空港所在都市議会協議会の会計における立替払について</b></p> <p>伊丹市議員互助会及び全国民間空港所在都市議会協議会の事務局は、市議会事務局総務課が担い、会計処理を行っています。令和3年4月から9月までの会計事務を確認したところ、伊丹市議員互助会で支出7件のうち2件に、全国民間空港所在都市議会協議会で支出14件のうち2件に職員の私費による立替払がありました。</p> <p>立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。</p>	<p>実態に応じ、規定整備を行います。</p> <p>今後は、立替払にならないよう、計画的に会計処理を行います。</p>

( 公 印 省 略 )  
伊 交 総 第 6 2 5 号  
令 和 4 年 1 月 25 日  
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

交通局 総務課、企画営業課、運輸サービス課

2 措置を講じた部局

交通局 総務課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)10 月 22 日～令和 3 年(2021 年)12 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

交通局 総務課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 行政財産目的外使用許可に係る事務について</b></p> <p>行政財産目的外使用料の減免については、伊丹市交通局庁舎管理規程（以下「規程」という。）第 11 条第 1 号から第 4 号までに該当する場合には、行政財産目的外使用料を減免することができますと規定されています。</p> <p>しかし、決裁において減免の根拠規定として規程第 11 条としか記載されていないため、第 1 号から第 4 号までのいずれに該当するのかが分からず、決裁上減免の根拠が明確ではない事例が 2 件ありました。また、決裁において減免の根拠規定を記載せずに減免している事例が 1 件ありました。</p> <p>減免の根拠規定等を決裁に明記した上で減免を行うよう事務を改めてください。</p> <p><b>2 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 切手の出納管理について</b></p> <p>交通局総務課で保管している切手については、使用簿を作成し、使用の都度、宛名、額及び枚数等を記録していますが、現在高や使用した担当者名が記録されていません。</p> <p>公費により購入した切手については、その出納を適切に管理するため、現在高や使用した担当者を把握することが必要です。現在高などの記載されていない使用簿は、使用簿とは言えず、記載内容を見直すとともに、現在高の確認を複数人により定期的に行う体制を構築し、出納管理を適切に行ってください。</p>	<p>決裁上で減免根拠を明確にするため、根拠規定を号数まで明記することを徹底してまいります。</p> <p>本件について、課内にて周知徹底を図りました。</p> <p>切手の出納状況を適切に管理するため、切手使用簿に使用券種内訳、現在高及び使用者名の記入欄を設けました。また、切手使用時には使用者と総務課職員が確認し総務課職員の押印をもって切手を交付することとします。</p> <p>また、総務課において定期的に切手の棚卸により切手使用簿の残高との照合を行い、企業出納員の確認を受けることとします。</p>